青森県燃費計貸出要領

１　趣旨

この要領は、瞬間燃費や平均燃費などをリアルタイムで表示する燃費計（以下「燃費計」という。別記のとおり。）を無料で貸し出すことで、より多くの県民及び事業者が自ら使用する自動車の燃費を把握するとともに、エコドライブの実践による燃費改善効果を体験することにより、エコドライブの実践・継続を図ることを目的として、青森県環境生活部環境政策課（以下「県」という。）が行う燃費計の貸出について、必要な事項を定めるものである。

２　貸し出す燃費計の種類及び台数

株式会社テクトム製　燃費マネージャー　FCM-2000WD　10台

３　貸出対象者

県内に在住する個人又は県内に事業所を有する事業者

４　貸出台数

原則として、個人は1台、事業者は3台までとする。

５　貸出期間

原則として、3ヶ月以内とする。

６　貸出条件

（１）燃費計による燃費計測が可能な自動車※を使用していること。

※故障診断コネクタのある国産ガソリン車。対応車種の詳細は、（株）テクトムホームページ（http://www.techtom.co.jp/FCM_Wmach.html）を参照。

（２）燃費計の貸出が決定した旨通知を受けた者（事業者の場合は、担当者。以下「借受者」という。）が、県庁において直接燃費計の借り受け及び返却ができること。

（３）その他この要領に定める事項を遵守すること。

７　申込方法

燃費計の貸出を希望する者は、青森県燃費計貸出申込書（第１号様式。以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、貸出開始希望日の概ね１週間前までに、直接持参、郵送、FAX又は電子メールにより、以下の提出先まで提出する。

【提出先】

〒030-8570　青森市長島１－１－１（県庁北棟7階）
青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ
TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

８　貸出の可否等の決定

県は、提出された申込書の内容を速やかに確認・審査し、燃費計の貸出の可否、貸出台数、貸出期間その他必要な事項を決定する。

９　申込者に対する通知

（１）県は、燃費計の貸出を行う旨決定した場合、申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に対して、速やかに青森県燃費計貸出等決定通知書（第２号様式。以下「通知書」という。）により通知する。

（２）県は、燃費計の貸出を行わない旨決定した場合、申込者に対して、その理由を付して速やかに通知する。

（３）県は、８により決定した事項に関して、申込者からの異議申し立ては一切受け付けない。

10　燃費計の借受

借受者は、以下の手順に従い、燃費計を借り受ける。

（１）通知書を受け取り次第、速やかに県に連絡し、調整の上、燃費計の借受日時を決定する。決定した日時を変更する場合も同様とする。
（２）（１）により決定した日時に、環境政策課（県庁北棟7階）に来課する。
（３）自動車運転免許証等を提示し、借受者であることの確認を受ける。
（４）燃費計を借り受けた後、青森県燃費計借用書（第３号様式。以下「借用書」という。）に署名し、必要な場合は借用書のコピーを受け取る。

11　燃費計の返却

借受者は、以下の手順に従い、貸出期間終了日までに燃費計を返却する。

（１）貸出期間終了日の概ね１週間前までに、県に連絡し、調整の上、燃費計を返却する日時を決定する。決定した日時を変更する場合も同様とする。
（２）（１）により決定した日時に、環境政策課（県庁北棟7階）に来課する。
（３）燃費計の外観、付属品数量等について、県の確認を受ける。
（４）（３）による確認の結果、問題があった場合は、県の指示に従う。
（５）燃費計を返却し、必要な場合は借用書を受け取る。

12　貸出費用

無料とする。

13　禁止事項

借受者は、燃費計の使用にあたって、又は燃費計を使用して、次に掲げる行為を行ってはならない。

（１）燃費計の第三者への転貸、質入、占有、処分等
（２）燃費計の改造、塗装、装飾等
（３）営利を目的とした行為
（４）不正な利用又はそれを助けるような行為
（５）その他法令等に違反する行為

14　燃費計使用によって生じた損害

借受者は、貸出期間中、自らの責任において適切に燃費計を管理及び使用するものとし、燃費計の使用による自動車の故障、損害、事故等について、県は一切の責任を負わない。

15　不具合発生時等の連絡

借受者は、燃費計に不具合、損傷、亡失等が生じたときは、速やかに県に連絡し、その指示に従う。

16　弁償

借受者は、借受者の故意又は重大な過失により、燃費計を亡失又は損傷したと認められるときは、県と協議の上、同等の品により保証し、又は現状に復して返却しなければならない。

17　借受者の地位の取り消し

（１）県は、借受者が13の禁止事項に掲げる行為を行ったと認められたとき、その他借受者として不適切であると認められたときは、借受者の地位を取り消すことができる。

（２）県は、（１）により借受者の地位を取り消す場合、その理由を付して通知する。
（３）（２）により、県から借受者の地位を取り消した旨通知を受けた者は、速やかに燃費計を返却しなければならない。
（４）（３）による燃費計の返却の手順は、11に準拠する。

18　個人情報の取り扱い

（１）県は、この要領に伴い取得した個人情報について、適正な管理のもとに保管する。
（２）県は、この要領に伴い取得した個人情報を、この要領の目的以外の目的で利用し、又は外部に提供・公表しない。
（３）県は、この要領の目的の達成に必要な範囲において、申込者の了解が得られた個人情報を外部に提供・公表することができる。

19　その他

この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と申込者が協議の上決定する。

20　附則

この要領は、平成２４年１２月１日から施行する。

（別記）【外観】

※（株）テクトムホームページ（http://www.techtom.co.jp/FCM2000W.html）から引用。

【仕様】

※正確な瞬間燃費などを常時表示することにより、省燃費走行の意識を高めるための機器であり、燃費計を取り付けただけでは燃費は向上しない。

電源電圧	11～15V
消費電流	100mA以下
温度範囲	保存温度 -20℃～80℃
動作温度	-10℃～70℃(結露無きこと)
寸法重量	130(W)×55(H)×30(D)(突起部を除く)150ｇ（本体のみ）
コード長	約2m（耐熱オリジナル品　本体より着脱可能）
付属品	取付用デュアルロックファスナー　1セット、コード締結ベルト　2本、取扱説明書　1部、外部起動用コード　1本、エレクトロタップ　1個
表示項目	瞬間燃費（km/L）、平均燃費（km/L）、車速（km/h）、走行距離（km）、水温（℃）、エンジン回転数（rpm）、燃料使用量（L）、今回燃費(km/L)、今回距離(km)、燃料流量(cc/minまたはml/min)、(今回燃費・今回距離はエンジン始動毎にリセットされます。)

第１号様式

青森県燃費計貸出申込書

平成　　年　　月　　日

青森県環境生活部環境政策課長　殿

申込者

住　所

氏　名

（法人の場合は名称及び代表者氏名）

青森県燃費計貸出要領の内容を承諾の上、以下のとおり燃費計の貸出を申し込みます。

貸出希望台数	台（原則、個人は1台、事業者は3台まで）			
貸出希望期間	平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日 （原則、3ヶ月以内。貸出開始希望日の概ね1週間前までに提出してください。）			
（台数が多い・期間が長い理由）				
①事業所名				
②事業所住所	〒			
③担当者 所属部署等			④担当者 職・氏名	
TEL			FAX	
E-mail				
携帯電話			普段の 連絡方法	TEL ・ 携帯電話 ・ E-mail
燃費計取付 自動車（自動車検査証参照。複数台の場合は別紙を添付）注4)	メーカー	車種		
	初度登録（検査）年月		平成　　年　　月	
	型式			
	原動機の型式			
（県使用欄）				

注 1)必ず、青森県燃費計貸出要領の内容を確認した上でお申し込みください。

注 2) 事業者による申し込みの場合のみ、①～④を記入してください。また、複数の事業所で使用したい場合は、事業所毎に申込書を作成・提出してください。

注 3)TEL・FAX・携帯電話・E-mail について、ご利用できない場合は「なし」と記入してください。

注 4)自動車検査証のコピー又は画像ファイルの添付に代えることができます。

【提出先】〒030-8570　青森市長島 1-1-1　青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ

TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

第２号様式

青森県燃費計貸出決定通知書

平成　　年　　月　　日

借　受　者

住　　所

氏名・名称

青森県環境生活部環境政策課長
（公印省略）

以下のとおり燃費計の貸出を決定したので通知します。
燃費計の使用にあたっては、青森県燃費計貸出要領を遵守してください。

<table>
<tr><td>貸出台数</td><td colspan="4">台</td></tr>
<tr><td>貸出期間</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日
（貸出期間終了日の概ね1週間前までに、返却日時調整のためのご連絡をお願いします。）</td></tr>
<tr><td>①事業所名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>②事業所住所</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td>③担当者
所属部署等</td><td colspan="2"></td><td>④担当者
職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">燃費計取付
自動車(複数台の場合は別紙を添付)</td><td>メーカー</td><td>車種</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>初度登録（検査）年月</td><td colspan="3">平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td>型式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>原動機の型式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>※備考欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

【青森県燃費計貸出要領】（一部抜粋）

13　禁止事項

借受者は、燃費計の使用にあたって、又は燃費計を使用して、次に掲げる行為を行ってはならない。

（１）燃費計の第三者への転貸、質入、占有、処分等、（２）燃費計の改造、塗装、装飾等、（３）営利を目的とした行為、（４）不正な利用又はそれを助けるような行為、（５）その他法令等に違反する行為

15　不具合発生時等の連絡

借受者は、燃費計に不具合、損傷、亡失等が生じたときは、速やかに県に連絡し、その指示に従う。

【連絡先】〒030-8570　青森市長島 1-1-1　青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ
TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

第３号様式

青森県燃費計借用書

平成　　年　　月　　日

青森県環境生活部環境政策課長　殿

借受者氏名

青森県燃費計貸出要領の内容を承諾の上、以下のとおり燃費計を借り受けます。

燃費計種類	（株）テクトム製　燃費マネージャー　FCM-2000WD
台数	台
付属品等 名称及び数量 （1台あたり）	本体　1台、車両接続用コード　1本、取付用デュアルロックファスナー　1セット、コード締結ベルト　2本、取扱説明書　1部、 簡単取付マニュアル　1部、注意事項等メモ　2枚、外部起動用コード　1本、エレクトロタップ　1個
貸出期間終了日	平成　　年　　月　　日（　　）

【以下、県使用欄】

（貸出時）

燃費計固有番号		運転免許証等	確認　・　未確認
貸出年月日	平成　　年　　月　　日	貸出者職・氏名	㊞

注）必要に応じて、コピーを渡すこと。

（返却時）

受取年月日	平成　　年　　月　　日	燃費計固有番号	確認　・　未確認
受取者職・氏名	㊞	【問題内容・指示内容等】	
燃費計外観等	問題なし　・　問題あり		
付属品数量等[注1)]	問題なし　・　問題あり		

注 1）取付用デュアルロックファスナー及びコード締結ベルトを使用した場合は、返却不要。

注 2）必要に応じて、コピーを取った後、原本を渡すこと。

【連絡先（問い合わせ先）】

〒030-8570　青森市長島１－１－１（青森県庁北棟７階）
青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ
TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp